

平成30年分の「町・県民税」と「所得税」の申告受け付けが始まります！

役場で申告をされる方

●受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日を除く)

●受付場所 役場1階 多目的ホール

●受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時

※記載済みの申告書を提出される方は、受け付けで提出し、申告書の控えはお持ち帰りください。

申告に必要なもの(チェックリスト)

- 申告書または、お知らせはがき(税務署、町から送付を受けた方)
- 印鑑(スタンプ式以外)
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
- 障害者手帳・療育手帳など障害の程度が分かるもの
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書(原本)、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類 **※あらかじめ、合計金額を計算してください。**
- 住宅借入金等特別控除に必要な書類
- 収支内訳書(事業所得〈営業等、農業〉や不動産所得がある方)
- 本人確認書類 マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
※代理申請の場合は、代理人の身元確認(個人番号カードや運転免許証)、申告者の番号確認(個人番号カードまたは通知カードなど)が必要となります。
- ※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』をご記入いただけます。

町・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、利根町に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

- 給与以外の所得があり、所得税の確定申告書を提出しない方
- 勤務先から町へ給与支払報告書の提出がない方
- 昨年中収入がなかった方、または障害者年金・遺族年金などの非課税所得のみの方で、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方 **※所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。**
- 源泉徴収票に記載されている控除以外で、各種控除の適用を受けようとする方
※日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に扶養の記載がない場合、申告が必要です。
- 上場株式等の特定配当所得など、所得税と異なる課税方式を選択したい方

休日相談

次の日時に限り、相談・受け付けを行います。
2月24日(日)・3月3日(日)
午前9時～11時

役場で受け付けできない申告相談

- 『青色申告』・『譲渡所得の申告』
- 『損失申告』・『雑損控除の申告』
- 『贈与税の申告』
- 『申告分離課税の申告』
- 『平成30年分以外の申告』



所得税の申告が必要な方

- 事業所得(営業等、農業)や不動産所得などがある方
- 給与所得がある方で、下記のいずれかに該当する
 - ・年末調整されていない給与、源泉徴収されていない給与
 - ・給与以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える
 - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- 所得税の還付を受けようとする方
- 損益通算および繰越控除などの特例の適用を受けようとする方

上場株式の配当所得や譲渡所得の確定申告をされる方、また証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択し、確定申告をされる方

町・県民税の配当割額控除等を受けるためには、確定申告書第二表の住民税に関する事項に記載漏れのないようお願いいたします。
※あらかじめ源泉徴収されている金額は、その支払者が発行する書類に記載されていますので、確定申告の際は書類をよくご確認ください。

町・県民税 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)のお知らせ

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方は、一定の額を町・県民税から控除します。町への申告は不要ですが、確定申告が年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。
※居住開始が平成19・20年中の方は所得税において特例措置があったため、対象になりません。

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅などで確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。
- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、ぜひご利用ください。
- 「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

確定申告などに関するお問い合わせ

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
☎0570-01-5901
月～金曜日(祝日等および12月29日～1月3日を除きます)

問い合わせ先

役場税務課 町民税係 ☎68-2211 (内線262・265)

竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303 (自動音声案内) 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5

- 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会場 竜ヶ崎税務署 別館1階会議室

期間 2月18日(月)～3月15日(金)
土、日曜日および祝日を除きます。
ただし、2月24日(日)、3月3日(日)に限り開場します。

時間 相談受付:午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)
相談開始:午前9時～

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、**相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでに越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。**

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

※駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします。